

橿原市廃棄物減量等推進審議会議事録

会 議 名	平成 27 年度第一回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成 27 年 7 月 21 日（火） 午後 1：30～4：00（約 2 時間 30 分）
開催場所	橿原市役所本庁舎 西棟 4 階 第 1 会議室
出席委員	川上委員（会長）、鶴田委員、高橋委員、小西委員、中上委員、北委員、葛井委員、川口委員、北吉委員、米田委員（副会長）、中井委員、米川委員、吉原委員、榊谷委員、堀野委員（職務代理）、中村委員 以上 16 名
欠席委員	森本委員、西尾委員 以上 2 名
事 務 局	生活環境部：北嶋部長、松本統括専門官、塩野副部長、中垣副部長 環境企画課：高橋課長補佐、山下企画係長、梶井主査 クリーンセンター業務課：奥田課長、中島課長補佐 環境保全課：加藤課長、生駒課長補佐、見杉主事 環境衛生課：小山課長
次 第	1. 開会 2. 市長挨拶 3. 委員紹介 4. 審議会に係る関係法令の確認 5. 会長及び副会長、職務代理の選出 6. 諮問 7. 議事の取扱いについて 8. 審議 【議事 1】 ごみ処理事業の現状について 【議事 2】 新たな施策の展開について 【議事 3】 粗大ごみのリクエスト収集について 【議事 4】 今後のスケジュールについて （配布資料） 平成 27 年度第一回橿原市廃棄物減量等推進審議会次第 【資料 1】 橿原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 【資料 2】 橿原市廃棄物減量等推進審議会関係法令 【資料 3】 橿原市のごみ処理事業について 【資料 4】 新たな施策の展開について 【資料 5】 粗大ごみのリクエスト収集について 【資料 6】 今後のスケジュール（案）について
傍聴者数	0 人 （傍聴定員 10 人）
担当部署 （事務局）	生活環境部 環境企画課 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 1038-2（クリーンセンターかしはら） TEL：0744-27-7757／FAX：0744-27-7753

発言者	内容
事務局（山下）	○ 開会 定刻となりましたので、只今より平成 27 年度第一回樫原市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。 開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。
森下市長	○ 市長挨拶 本日は公私ご多忙中にもかかわらず、当審議会委員として、ご臨席を賜りますこと厚くお礼申し上げます。また、市民の皆様におかれましては、日頃ごみの分別・収集に多大なご尽力をいただいておりますこと、本市を代表し重ねてお礼申し上げる次第でございます。 本日は「ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方」について、後ほど諮問をさせていただく予定でございます。また、喫緊の議題といたしまして、粗大ごみのリクエスト収集についても、議論を深めていただきたいと考えております。 二年間の任期ではございます。委員各位におかれましては、それぞれの立場から忌憚の無いご意見、また活発なご審議を通じ、本市環境行政のより一層の推進に特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。 甚だ簡単ではございますが、開催の挨拶とさせていただきます。
事務局（山下）	○ 委員紹介 ありがとうございました。 今回が第一回目となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の【資料 1】に委員名簿をご用意させていただいておりますので、併せましてご確認ください。 それでは、私のほうから名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがご起立願います。 奈良学園大学より特別客員教授の川上 委員です。 樫原商工会議所会頭の森本 委員につきましては、本日所要のため欠席されております。 続いて、奈良県資源回収協同組合東支部より （株）鶴田商店の鶴田 委員です。 樫原市大規模小売店舗代表として イオンリテール（株）イオン樫原店の高橋 委員です。

	檀原市地球温暖化対策地域協議会より 会長の小西 委員です。 檀原市自治委員連合会より 耳成地区会長の中上 委員です。 同じく 多地区会長の北 委員です。 八木地区会長の葛井 委員です。 鴨公地区会長の川口 委員です。 香久山地区会長の北吉 委員です。 畝傍地区会長の米田 委員です。 白檀地区会長の中井 委員です。 今井地区会長の米川 委員です。 真菅地区会長の吉原委員です。 金橋地区会長の榊谷 委員です。 新沢地区会長の堀野 委員です。 檀原市 PTA 連合会 会長の西尾 委員につきましては、 本日所要のため欠席されております。 続いて、市民公募いただきました中村 委員です。 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 檀原市 生活環境部長の北嶋です。 生活環境部 統括専門官の松本です。 生活環境部副部長兼環境企画課長の塩野です。 同じく副部長兼浄化センター所長の中垣です。 クリーンセンター業務課長の奥田です。 環境保全課長の加藤です。
--	---

事務局（山下）	環境衛生課長の小山です。 その他、事務局各担当よりご対応させていただきますので、宜しく願いいたします。 ○ 審議会に係る関係法令の確認 では、次第４の本審議会の関係法令について事務局よりご説明させていただきます。お手元の資料２をご確認くださいようお願いいたします。
事務局（山下）	【資料２説明】 本日の委員の出席状況についてですが、委員１８名中１６名がご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。 ○ 会長及び副会長、職務代理の選出 続きまして、次第のほうに戻りまして、次第５の会長、副会長の選出に移っていききたいと思います。 規則第２条の２第２項の規定によりまして、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっております。 委員の選出方法につきまして、委員の皆様、ご意見等ございますでしょうか。
堀野委員	事務局案で。
事務局（山下）	事務局とのお声が上がりましたが、よろしいでしょうか。 よろしければ、事務局といたしましては、 会長には、本市の他の審議会でも会長を歴任いただいております川上委員を、副会長については、自治委員連合会の会長である米田会長にお願いできればと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。
委員	【拍手により全会一致で承認】
事務局（山下）	それでは多数の拍手をいただきましたので、 会長は川上委員に、 副会長は米田委員にお願いしたいと思います。 では、川上委員、米田委員、それぞれ会長席・副会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

川上委員 米田委員	【会長席へ移動】 【副会長席へ移動】
事務局（山下）	それでは、川上会長より一言お願いいたします。
川上会長	ただいま、皆様方のご推挙によりまして、図らずも当審議会の会長を仰せつかることになりました。先程、市長さんのご挨拶の中にもございましたように、当審議会は、樫原市における、ごみの減量・資源化、そういうことについて、市長さんから諮問を受け、審議することを任務といたしております。 考えてみますと、このごみ問題というのは、市民生活、日常生活、また生活環境、また事業者の事業活動、そういうものと、密接不可分、深く関わっております。またそれだけに留まらず、この問題は、低炭素社会、循環型社会、こういうものの形成という、グローバルな課題にも繋がる、重要なテーマであろうと存じます。 樫原市におかれましては、常にこの問題について、鋭意諸般の施策を推進されておるところでございますが、この度、当審議会と致しましては、市長さんから改めて諮問を受け、この問題について、審議をすることと相成りました。どうか、委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から、また市民の立場から、日頃お考えになっておられること、また色々と行政当局から事情をお聞きし、問題提起を受けて、どのように今後していくべきか、率直な、ざつぱらんな、ご意見を、大いに、披瀝をしていただきまして、審議を進め、市長さんの諮問に答えて参りたいと存じます。何かと行き届かないことがあろうかと存じますが、委員の皆様方、行政当局の皆様方、何卒、この審議会の運営に格別のご協力を賜りますようお願いを致します。この審議会が、市長さんの諮問に答え、樫原市における、ごみ行政が、効果的に、効率的に、推進されることに、寄与できますことを心から念願致しまして、一言、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。皆様、何卒よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。
事務局（山下）	ありがとうございました。 続きまして、規則第2条の2第5項の規定により、職務代理の選出をお願いいたします。職務代理は会長が指定することとなっておりますので、会長の方よりご指名の方をお願いします。
川上会長	はい。それでは、ただいまご説明のありましたとおり、職務代理は、私の方からご指名をさせていただくということとなっております。それで

委員	は指名させていただきます。職務代理には堀野委員さん、お願い致します。みなさん、ご異議ございませんか。 【異議なし】
川上会長	それでは、堀野さん、よろしくお願いいたします。
事務局（山下）	それでは、堀野委員、職務代理をよろしくお願いいたします。
堀野委員	はい。
事務局（山下）	委員の皆様におかれましては、改めまして今後とも宜しくお願いいたします。役員の選出は以上とさせていただきます。
事務局（山下）	○ 諮問 では、次第６の「諮問」に移らせていただきますが、ご準備をさせていただきますので、委員の皆様、少々お待ちください。 会長並びに市長につきましては、係の者よりご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 委員の皆様のお手元には資料の末尾に諮問書の写しを添付しておりますので、併せましてご確認をお願いいたします。 【会長と市長 会場前方で向かい合う】
事務局（山下）	それではご準備の方が整いましたので、よろしくお願いいたします。
森下市長	樫原市廃棄物減量等推進審議会 会長 川上 勇 様 「樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第１０条の規定によりまして、「ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方」について、調査・検討をお願いいたします。 どうぞよろしくお願いいたします。 樫原市長 森下 豊
事務局（山下）	【市長から川上会長に諮問書原本を手交】（写真撮影） ありがとうございました。 なお、森下市長につきましては、誠に恐縮ではございますが、このあとの公務のため、ここで退室とさせていただきます。

事務局（山下）	【市長退室】 ○ 議事の取扱いについて それでは次第に従いまして、議事の方を進めてまいります。 次第7の議事の取扱いについてご案内申し上げます。 審議に先立ちまして、次第7の議事の取扱いについてご説明いたします。 冒頭にもお伝えいたしましたとおり、当審議會は広く公開させていただいております。その趣旨を勘案いたしました結果、事務局といたしましては、議事録について、発言者のお名前や発言内容を「全て記述」し、「全委員にご確認」いただいたうえで、本市ホームページなどを通じて公開させていただきたいと考えております。但し、情報公開と同様に個人や会社等の不利益につながることは、公開しないこととなります。 この点につきまして、委員の皆さま、ご意見をお願いいたします。
委員	【意見なし】
事務局（山下）	よろしければ、では、議事録につきましては、発言者のお名前、発言内容等、「全て記述」また、「全委員による事前確認」の上、公開とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
事務局（山下）	では、そのようにさせていただきます。 議事録の方になりますけれども、次回の開催までに委員の皆様に事前確認をいただきまして、次回の会議の冒頭でご承認をいただいたうえで公開させていただくようにいたします。 なお、正確を期すためにも、会議の内容につきましては録音させていただきますので、何卒ご了承の程、よろしくお願いいたします。 改めましてこの点について、委員の皆さまご異議ございませんでしょうか。
委員	【異議なし】
事務局（山下）	○ 審議 それでは、次第8の審議の方へ進めて参ります。 議事1より進めてまいりますので、これより司会進行は、川上会長にお願いしたいと思います。

川上会長	会長、よろしくお願いいたします。 ○ 【議事１】 ごみ処理事業の現状について それでは審議に入ります。お手元に会議次第、それから案件資料をお配りいただいております。これに従いまして、順次進めて参りたいと存じます。 まず議事１「ごみ処理事業の現状について」当局の方から説明をお願いいたします。
事務局（塩野）	会長から前方のスクリーンと、会長の左のテレビに資料を掲載させていただきながら、ご説明させていただきますので、お手元の資料と、スクリーンとを見ていただけると、ご理解が早いかと思います。 それでは事務局より、【資料３】「ごみ処理事業の現状について」ご説明させていただきます。 【資料３ 説明】
川上会長	ありがとうございました。 本市のごみ処理事業の状況につきまして、他の都市等との比較も踏まえながら説明していただきました。 ただいまの説明について、ご質問、またご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。
北委員	いまご説明いただきました中で、雑がみという表現がございましたが、もう少し具体的に、新聞、雑誌以外のものということですが、もう少し具体的に、どういうものを雑がみというのかご説明いただけませんか。
事務局（塩野）	皆様のお手元にあるこういった書類関係、またこういう紙類ですね、また一般家庭の中でも多量にあると思います。そういうものを、現在、可燃ごみの有料袋の中に入れて、排出されております。事業系で言いましたら、会社での資料作り、資料もあると思いますけども、そのようなごみにつきましても、事業系の一般廃棄物に該当しますので、焼却場の方に排出されております。 だから基本的には新聞とか雑誌以外の紙ですね、そういうものを一般に雑がみと考えていただいたらよいかと思います。

中上委員	新聞等が減っているというのは、出しておると、皆他の業者が取っていくんですけど、あれをどうすれば管理できるんでしょうかね。
事務局（奥田）	今色々全国的に問題になっているんですけども、新聞というのはですね、資源なのかごみなのかという部分でですね、所有権、占有権というものの固有がかなり難しいんです。その中で、敷地から外れて、公道に出されるという形になってくると、元々がごみですので、占有権、所有権というのが発生するのがかなり難しい。という部分がございまして、今はできるだけ、広報等でも言わせていただいているところですけども、まずは樫原市の方へ資源として出しますよ、という黄色いシールを年に2回配らせていただいているんですけども、それを貼っていただいて、できるだけ敷地内に置いていただくという形の対策しかできないという状態です。警察とも色々協議はさせていただいているんですけども、やっぱり束で二つぐらいであっても100円、200円という形の部分の被害になりますんで、そういう部分で、軽犯罪でなかなか検挙しづらいという部分もございまして、奈良県下は、極端に言うとも全国的にも問題になっているといった状況にございます。以上です。
中上委員	黄色いのを貼ったところで何の意味も無いんですよ。塀の真ん前の階段のところへ置いておけば自分の家ですやんか、なのにと取っていきますよ。それに8時に出して5分か10分立ってるんですよ。でもどこから見てるんか家に入った途端に取られてます。だいたい毎月3つ4つ出すんですよ。それでも市の業者が取りに来られるまでに取られます。
事務局（奥田）	実情は全くそういう形だと思います。私共も、できるだけ見回りは強化をさせていただいてますけれども、それでも、市全体を見回る、それとあと回収する業者さんの時間帯がだんだん早くなっていった状態です。で、私共が監視させてもらっているときは、一軒一軒呼び鈴を鳴らして、持っていきますよという形で持っていくといった対策をされてますので、なかなか警察と協議しながらも摘発できないというのが現状なんです。すみません。
川上会長	それではちょっと私からも一つ申し上げますと、排出量ですね、事業系のごみの一般廃棄物、事業系のごみの排出量が多いというデータが出て、なぜ多いのかという検証結果が記述されておるんですね。樫原市の経済が活性化した結果、事業系ごみが増えたんだと。ただしこれ結構なことなんですけれども、しかしながら、そういうことを断定するについては、詳細な分析といいますか、もうちょっと検証がいるかと思うんですよ。

	簡単に活性化したから、ごみの量が増えてまんねんというのではちょっと説得力がどうかと。で、行政としてどうすべきかというのはそういうところからは出てきませんですね。それでもう一つの理由としてですね、近隣自治体における事業系ごみの料金改定などが影響した、と書いてある。これまあ私の推測ですけども、他が料金上げよったからこっちへ持ってきたとこういうことですか。まあそんなことじゃないかと推測しておるんですけども、これも他に原因を求めているというような感じですね。だからやっぱり樫原市としてはですね、事業系ごみが増えると、他都市と比較しても増えておると、これは何で増えとんのかと、どうするのがいいのかと、行政としてどうするのがいいのかと。また事業者としてですね、直してもらわなければならない課題があるのじゃないかと。いうようなことに踏み込んでですね、検討がいるかと思うんですね。だからこの検証結果では頼りない感じがしますんでね。これはまあこれから具体的な施策を議論する過程で出てこようかと思いたすんですけども、これについてもですね、今の段階でなぜ事業系ごみが増えてきたかということについてのですね、分析をですね、取り入れていいようにおっしゃっていただけるのであればですね、おっしゃっていただきたいと思います。今後の検証のためにも必要かなと思います。
事務局（塩野）	近年、大型スーパーや大型商業施設が中和幹線沿い等々に誘致されてきて、そこから出る事業系廃棄物が多いやろと。市外の住民さん、また県外の住民さんも樫原市の商業施設等に來られて物を買われる。そういう意味からして、事業系の廃棄物が多くなったというのはあるかと思いたす。今後いろいろな検証はしていかなければならないと思いたす。もう一つは、他市ごみ他市が料金を上げることによってごみはいつてきているのではないかという推測なのですけども、樫原市、他の自治体もそうなのですが、事業系のごみを持ち込むには、基本は事業者自ら処理する責任がございたす。で、自らクリーンセンターに持ち込みできない事業者につきましては、樫原市が与えている許可業者、許可業者に収集運搬業の許可を与えている、これは全国見回していただいても許可業者による収集は多くございたす。その許可業者が搬入されるごみにつきましても年間を通じて、ごみの展開検査を実施しております。パッカー車が入ってきたごみを、本市の焼却場のプラットホームで一旦全部空けさせます。その中に、どういったごみはいつているのかと、そういうのを、一つ一つ検証しております。その中に、例えば他市の事業所さんから出たごみが入っていた場合、許可違反となります。これで罰則を与えて、業者に対しては指導もしております。そういう形で、展開検査もやりながら、樫原市で発生したごみは樫原市で処理する、他の市町村で発生し

川上会長	たごみはその自治体で処理していただく。当然、処理するのも住民さんの税金により処理しておりますので、その部分はしっかり展開検査を今後もやっていきますけれども、今会長さんが言われたように、まだまだ検証の足りないところもあると思いますけれども、今後、いろんな方面から検証して参りたいと思います。 ありがとうございました。 委員の皆様もご承知だと思いますけれども、一般廃棄物については市町村が統括的な責任を負っているわけです。これは何も、全部市町村が収集・運搬・処理しなさいということを命じているわけではない。義務としているわけではないですね。そこで地域では協力して、分別・減量化、そういうことについてはやってもらわなければいかん。特に、一般廃棄物であっても、事業系のごみについてはですね、事業者の処理責任というのがあるわけですね。一般廃棄物であっても、家庭系ごみと事業系ごみは厳然と区別されている。まず第一義的には事業者が適正な処理をしなければならないという責任があるわけですね。それを受けて、市が統括的な責任として最終的な処理をするという建前になっているわけで、事業系についても、こういう問題が出てきたわけですから、やはり色々な面からの啓蒙・啓発が必要じゃないかと、さらに今も出ましたが、いろんな分析も必要ではないかと思った次第です。 他にどうぞご意見があれば、またご質問があれば。
鶴田委員	廃棄物を扱っている業者ではないですけれども、業者として現況を皆様に聞いていただこうかなと思います。 まず、この持ち去りですね、抜き取りという行為ですね、私は金属をリサイクルしていますが、中国人、外国人がにわかヤードを作りまして、そこへ盗品だったり抜き取り品を持ち込んで、買取をしてという現状が多くあります。私共も本当にこの業者が許可をもって適正な処理をしているかというところは疑問をもっているところでございます。以前生駒のほうで、エアコンや冷蔵庫を買い取りや無料回収して、ケレン機でぐちゃぐちゃにしてフロンを放出して、ぐちゃぐちゃにしたものを野積みして、というようなことがテレビで取り上げられたので、中には目にかかった方もおられるのではないかと思います。今はそういうことは外国人の方が集め回っているという現状があります。 それで古紙に多いのもですね、中部地区なんかは、古紙に GPS をつけて追跡調査をしている団体もあります。ここまでやって、中部のほうが関西に流れているといった統計も取られたりですね、追跡調査により撲滅

	していこうというような動きをされているというようなこともございます。 また、事業系一般廃棄物に関しましては、私は一般廃棄物を扱っていないんですけれども、大阪市なんかでは、キロあたり 3 円、4 円、5 円とかっていう料金だったと聞いています。そこから大きく料金を上げまして、奈良県から大阪に流れるのは食い止めたと聞いています。なので、一般廃棄物の業者に対しましては私の知る範囲ではやっぱり安いところに焼却物を持って行って、できる限り処理費用を下げたいという気持ちでいろいろ回られていると聞いています。どこの業者がそうというのはわかりませんが、そういう現状があるというのは私の中では聞いているところは、皆様に報告させていただきたいと思います。
中井委員	ここには不法投棄について書いていない。今後、リクエスト方式にすると、不法投棄が心配されるというその危惧が私たちにはあります。現状、この資料の中ではそういったことが記載されていない。だからそういったところが現状としてどうなのかと。で、必ずと言っていいほどそういったことがデメリットとしてある可能性がある。だから現状としてどうなのかというところを参考までに聞かせていただきまして、今後そのことで皆さん検討していただければと思います。
事務局（奥田）	今、不法投棄処理の実績という形でのご質問だったかと思いますが、橿原市自身、山間部がかなり少なくですね、業者ぐるみの不法投棄はかなり少ない地域だと思います。で、その中で数字的なものを言わせていただきますと平成 22 年度から平成 26 年度まで 5 年間なんですけれども、回数的には平成 22 年度で 191 回収集をやっています。で、平成 26 年度は 214 回という形で、そんなに大きくは増えていません。で、収集物に関しても平成 22 年度で 793 個、それに対して平成 26 年度は 499 個という形で、件数は若干増えているんですけれども、捨てられているものに関しては減っているという状況でありまして、ほぼ横ばいであると思います。以上です。
中井委員	監督や、指導といったことではないですけれども、見回りとか、そういったことはやっておられるのですか。
事務局（奥田）	毎週水曜日にですね、再雇用の方を二人で、だいたいパターン化して、捨てられる場所が決まっているんですけれども、そういう場所を機械的にパトロールしていただいているというのが現状でございます。

梶谷委員	報告は聞かせていただきました、全部。この報告だけではなく、これからリクエスト方式に移行するのはなぜかというのを説明はいただくのですが、その前に、資源化ごみの回収をしていますね。その、資源化ごみの収入、それから平成15年度に有料化になったごみ袋の決算、収入、その辺のことを教えていただきたいですね。よろしくお願いします。
事務局（加藤）	古紙類、金属類、ペットボトル等を資源物として売却しているところですが、大体年間約5000万円ほどの収入です。平成25年度のリサイクル館かしはらの資源物の売却金額なんですけれども、大きく分けて、缶類ですね、アルミ缶スチール缶、それからですね、金属類、それから古紙類、ガラス瓶、ペットボトルを売却しております。それで、平成25年度の売却金額なんですけれども、ホームページ、あるいは広報で掲載しておりますけれども、6171万円でした。以上でございます。
事務局（小山）	すみません。ごみ袋の収入についてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。ごみ袋の収入、25年度で1億9336万8850円の収入になります。支出については、5814万6332円、この内容につきましては、ごみ袋の制作費、取扱い店への支出、ごみ袋の保管業務の委託料、という支出になります。以上です。
川上会長	今のご質問に関連して申し上げるんですけれども、やっぱりごみ問題を考えるときに、財政ですね、どれだけのお金がかかるのか、また収入はどれくらいあるのかと、いうことをですね、明確に提起することによってですね、市民なり事業者なりの積極的な協力や理解が得られると思うんです。どうもその点において、今の資料、私自身も数字が財政が欠落しているので不満なんです。この資料はね、行政資料としてはね。最終的には膨大なお金がかかるわけですね。全国で国民1人あたり年間1万5000円かかるというふうにですね、大雑把な数字ですけどね、1兆8000億ぐらいかかるんですか、橿原市においても、どの問題を審議していく過程においても、今提起された財政問題、これは必ず重要な検討素材として、きちんと出していただきたいとお願しておきたいと思えますね。 他にございませんでしょうか。 それでは時間の都合もありますので、また各論に入りますと、現状をまた振り返っていろいろ考えていただくこともあろうかと思いますが、議題1はとりあえずこれで完了ということで、次の議題に進みたいと思

川上会長 事務局（塩野）	ます。 ○ 【議事２】新たな施策の展開について 次は資料４ですね。「新たな施策の展開について」説明をお願いいたします。
事務局（塩野）	それでは資料４「新たな施策の展開について」ご説明させていただきます。お手元【資料４】をご覧ください。 【資料４ 説明】
川上会長	ありがとうございました。 先程の処理事業の状況を踏まえて、また社会経済の全体の状況、市民ニーズ、樫原市のごみ処理事業の課題提起から、そういうものを踏まえて、このような施策の展開について、言うなれば総論的に列挙されているわけですね。これをまた、具体的にですね、さらに突っ込んだ審議ということになるかと思いますが、まず全体像を共通の認識として持たなければなりません。ただいま説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。
北委員	樫原市ごみ処理事業が抱える課題の中に、先程会長もおっしゃられましたけれども、財源的な問題が全くないと考えてよろしいのでしょうか。ごみ処理事業が財政的に非常に厳しい状況にあると、そういった観点から何か施策を考えなければならないということが、この中には全くできませんが、そういう理解でよろしいのでしょうか。うまくいっているよという理解でよろしいのでしょうか。
事務局（塩野）	先程、会長からもご指摘あったように、財政面についてもじっくり検証しながら取り組まないと、この施策について、そこを抜いては当然成り立っていかないというのは、よく理解しております。先程、環境保全課長や環境衛生課長が申しました資源物の売却収入、また有料化によるごみ袋の収入、で新たにクリーンセンターかしはらにつきましては、ごみを燃やすことによって、そこから得られる熱を利用して発電をしているのが現状でございます。これについては震災などでそういう電気の必要性というのは十分ご理解の中で、樫原市の発電については再生可能エネルギーということで、経産省のほうに認定を受けまして、固定価格買取制度というのを利用して入札をやっております。そんな中で、平成２５年度の売電収入が１億８８００万円程度、平成２６年度は２億円をオー

	バーするという決算になろうかと思います。有料化前にはそういう収入、旧施設では売電収入はございませんでしたけれども、市民の受益者負担から出てくる財政の収入、またごみを利用したバイオマス発電の収入が財政の中にはあります。ただ、収集業務、処理業務の中では、こういう財源だけでは当然処理経費をまかなえるものではございません。その辺は、財政とも協議しながら、新たな収入をうまく利用しながら、今後の施策にうまく利用していきたいと感じております。 いい答えになったかどうかわかりませんがそのあたりご理解をお願いいたします。
中井委員	今、古紙回収やってるでしょ。古紙回収。これは雑がみ、これでは該当するんですか、しないのですか。 新聞、古新聞、これは各自治会である特定業者をお願いして、わずかですけども自治会活動の収入としておられる。そして市のほうがその分量を測定されて、補助金を交付されている。こういったものを継続されるのか、それともこれを機会にもうだめにされるのか。この辺のところはね、各自治会で大きくウェイトを使うと思うんですよ。この辺のところをちょっと。
事務局（塩野）	当然、地域のコミュニティとか地域の共同処理とか言う中で、この集団回収というのは、今後も継続して事業を進めていくというのは施策として考えております。無くすというのは全然考えておりません。 今、集団回収をされる団体につきましては環境衛生課に申請していただきまして、キロあたり5円の助成金を出しております。そういうのをすることによっていろいろな団体の運営にも役立っていくだろうし、地域のコミュニティも膨らんでいく考えがございますので、その部分については、現状やめるということはございません。その中で、今後取り組みを広げていく、そういうのは今後検討していかなければならないだろうというのは考えております。
米川委員	今、中井委員がおっしゃっておられましたように、今井町のほうでも資源ごみの回収を一生懸命やっておったんですけれども、せっかく定着しかけた折に、持ち去りとかが多くなってきました。時間を早くすればさらにまたさらに早くやってきて回収し、いちごっこみたいになってきてしまっているんですけれども。せっかく定着したんですけれども、なぜ、今年度からやめたかという、ちょっと休憩しようということになったんですけれどもね。業者がパッカー車で来るんですけれども、来てくれたときに、何もまだ積んでいないのに、中からいっぱいものが出て

事務局（塩野）	きたと。で、これもって帰って何キロってなんでわかんねん、て聞いたところ運転手は、だいたいわかってんねんと答えた。だいたいやってんのか、というような、そんなやりとりがありました。それで、今度からもうええわ、ということで休憩している状態なんです。 地域でこういうことをやってくるというのはすごくいいことだと思ってるんです。本当はやりたいんですけども、そんなにお金が必要か、という解釈をされる自治委員の方もおられます。それで、お金でなくボランティア活動だという説明をするんですけども、捉え方としてお金が必要なら自治委員で自治会に必要ならお金を入れようということで、全てのいただいている活動補助金は、自治委員の分は自治会に組み込んでやろうと、その代わり資源ごみの回収はやめようということになってしまったんですけども、こういうことが起こらないようにやりたいんですが、さっき、無許可の業者が収集をしていくと、あるいは粗大ごみ有料化になっていくと、ますますそういった業者を一般家庭が便利に使うということになっていくので、その辺のシステムを、もっときめ細かい取り決めをしておかないと、一般の人間は逃げていくと思うんです。 それと、全てが資源ごみの話みたいになってますけど、毎日食事をしてるので生ごみがすごく多いと思うんです。生ごみの取組として、例えば一般家庭にそれぞれに堆肥にするような、そういったものを檜原市から配布するとか、あるいは世の中ではもっと進んで超振動で分子に戻してしまうというようなことをやっている大学とかもあるし、そういうことをもっと研究して取り組んでいったらごみももっと減るのではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。 集団回収については色々な事情があって、一時的におやめになっているというところもあるかと思うのですが、行政としてもやはりリサイクル意識の向上も含め、集団回収というのは存続していくべきだというのが、私自身も捉えております。その中で、生ごみの関係でおっしゃられたけれども、コンポストの助成金も市のほうは購入する家庭に対して、2分の1を補助する制度もやっておりますし、スーパーなどからの食品残渣についても、食品リサイクルというのがございまして、肥料や飼料とかにして循環するシステムも事業体のほうで構築していくと、国のほうも食品リサイクル法というのを制定して、処理施設の認定なんかもやっております。そういうのをどんどんどんたぶん、今言われたように、新たなそういう燃やすだけが廃棄物処理だけじゃない、燃やすことで市は発電も行っておりますけれども、減量化、リサイクル、そういう全体を含めて取り組んでいくべきだと考えております。
---------	---

北委員	取組 2 の中に粗大ごみの有料化というのが入っております。取組 2 というのはごみの減量・資源化に向けた新たな取組ということで、有料化にすることによってごみが減るだろうということで、有料化というふうに読み取れると思うんですけども、最初に私が意見を述べさせていただきました、樫原市が抱える課題の中にですね、ごみ処理事業についての財政的な問題について触れられていない以上、他地区では粗大ごみのリクエスト収集を無料でやっている地区もけっこうございますよね。そのところはこのリクエスト収集をされて、無償でやりますよと、いうことにできるんじゃないかなと、もしそうじゃなしに、減量を進めていきたい、リクエスト収集にしないと手間暇がかかる、そうすると有料にしないとやっていけないというのであれば、ごみ処理事業が抱える課題の中で、前段としてですね、非常に財源的にもしんどいんですよ、ということちょっと謳っておかないと、このままいって地域の方から、リクエスト収集になって、今まで無料だったのが有料になったんだということ聞かれた場合、ちょっと説明するのが難しいなという気がしますので、取組 2 の有料化について、説明をお願いしたいと思うのですけれども。
事務局（塩野）	可燃ごみについて平成 15 年度から有料ごみ袋制を導入させていただきました、市民の方にもご協力願っておりますけども、粗大ごみについても、個人により、排出頻度が大きく異なるごみ種別でございます。日常生活から発生する可燃ごみとは根本的に性質が異なると考えております。排出された粗大ごみのうち、利用される市民が、できるだけ長く、大切に使っていただく、そのことによって発生量を抑制することができるとも捉えております。また、収集作業での負担も大きく、その処理には、破碎という特別な工程も必要になって参ります。こうした特性から、社会構造の変化や市民ニーズの変化、特に受益者負担の公平化、排出者の意識改革などを目的に、全国的にもリクエスト収集の有料化が導入されております。次の議事の中でも県内のリクエストの有料化の自治体の事例もご紹介させていただきますけれども、現状、発生量の抑制や受益者負担の公平性の観点から、今は有料化を原則として実施していきたいという考えは持っております。
川上会長	先程冒頭に申しましたように、この資料 4 の施策の展開は、いわば総論的に、概括的に、今の樫原市のごみ行政についてはこういう課題があり、こういう施策展開が必要であろうというですね、総論的、概括的な提案として提起されていると、こう私は受け止めておるわけなんです。これを各論にそれぞれやっていきますとね、一つのテーマでも何時間もかか

	りますのでね、共通の認識として頭に入れていただくと。 ただ私はですね、今も出ましたけれども、こういう共通の認識をもつ前提として、私は3つの要素があると思うんですね。 一つはですね、先ほどからも委員の皆様からのご指摘がありましたけれども、やはりごみ問題は行政だけではだめだと、地域社会ですね、地域コミュニティ、地域自治組織、それと事業者、こういう連携・協働が前提でないといかなる取組も実効が上がらないと思うんですね。一つはそれでしょうね。 そのためにはやっぱりそれぞれの責任においてやってもらうための啓蒙・啓発が大事であろうと。こう思います。だから連携・協働するためには啓蒙・啓発・理解をしてもらわないといかん。もっと極端に言えば、市民生活、住民活動において、今までの大量生産・大量消費からですね、もったいない精神でやっていくというような、ライフスタイルの変革が必要じゃないかと。それがなくてこういうようなことに実効が上がらない。 それと先程も出ていましたが、私も強調しましたけれども、やっぱり財政問題ですね。財政問題というのはですね、何も切ったはつったじゃないと思うんです。財政改革・行政改革は決して、単に削る、切ったはつったじゃないんですね。いかに市民からいただいた税金、あるいはいろんな形でいただいたお金をですね、どう有効に使うか効果的に使うか、効果的に還元できるか、ということだと思うんですね財政問題というのは。決してマイナスにするのが全てではないのであって、より効果的にその金が活きるにはどうすればいいかというのが財政問題だと思うんです。 そういう視点がなければいかんということで、そういう3つの原則といいますか、そういうものが必要だと思っております。
川上会長	○ 【議事3】粗大ごみのリクエスト収集について そういうことでございますので、各論の重要テーマが残ってございますので、今の施策の展開というテーマについては、一応これで終わりました、次の資料5の粗大ごみのリクエスト収集、これはまさに各論でございます。いよいよ具体的な取組の具体的な施策に入るわけでございますので、これについて、いろいろ市の当局で具体的に検討されていておるようでございます。その検討状況等を踏まえてですね、ご説明をお願いしたいと存じます。
事務局（奥田）	それでは【資料5】「粗大ごみのリクエスト収集について」説明させていただきます。

	【資料5 説明】
川上会長	ありがとうございました。 「粗大ごみのリクエスト収集について」説明いただきました。 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。
鶴田委員	リクエスト収集ということですけども、いままでは職員の方が回収するということになってます。それで、またリクエスト収集ということになりますと、戸別の対応ということで市の職員の方の増員であったり車両の増車であったりとか、市民に対してのサービス、これが無料であればよいですけど、職員が増えて、車両が増えて、固定費が今以上にかかるということであれば、税金が無駄遣いされるというふうなこともありえると思いますので、収集関係の費用が今以上に上がるようであれば、ちょっと考えものであると思います。逆に費用がかかるのであれば、民間委託といったような形で収集を入札されるということも有り得るかと思しますので、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
事務局（奥田）	そのあたりはですね、発生量に関わってくると思うのですが、全国的な事例としてですね、リクエスト収集に移行した時点で、発生量が6割ぐらいに下がるというのが実績なんです。その中で、先程も言わせてもらったように、どのぐらいの頻度でどれぐらいの回収をするかによって、人員であったり車両であったりというのは変わってくると思います。その点に関しては、発生量に対してどういう収集を行うかによって経費的なものは変わりますので、今後検討していきたいと思っています。
鶴田委員	現状であれば、職員を増やさなければならぬとか、車両を増やさなければならぬといったことはありえないと考えていらっしゃるということですか。減量になるわけですから。
事務局（奥田）	6割には減るんですけども、今の拠点のほうで収集させてもらっている部分と、今度戸別で収集させてもらうという形では、コストは幾分か上がっていくかと思いますが、だからこそ委託する必要があるとか、直営で行く必要があるとかというような形には関わってこないと思っています。
米川委員	今、鶴田委員がいいことを言われたと思うんですけども、ごみの量や

	質は何も変わっていないのでは。ただ有料化して無理やり減らしただけで、ごみの量は一定量あるわけやから、それが実際減ったとは言えないと思うんです。今この時点でこういうこと言っているのかどうか分かりませんが。自分たちで資源ごみの回収をやってよくわかったんですけど、極端な話、業者の方をお願いして、この時来て下さいね、と言う方が楽にできるんです。だけど、業者の方が数多くおられますので、そんなので揉めるのも具合が悪いから、直接契約して、これまで2年間やってきたんですけども、さっき言われたように、市で契約業務でやってもらう方がいいのかも分かりませんが、僕自身は、ごみの量が有料にしたから減ったというのはこじつけみたいになってしまって、みんな有料になったから出すのやめようか、となって根本的な解決には程遠いのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。
事務局（奥田）	有料、無料というよりも、リクエスト収集にすることによって、例えば8時から17時までの間に電話連絡しなければならないとか、その中で話しながら日程的なものを決めていく過程の中で、今までみたいに月に1回何日にこの場所に出したら回収してくれるというものよりも、もうちょっと大事に使って出すのやめとこか、という作用があると思っています。 それからさらに有料化することによって、お金がかかるならやめとこか、というような形のものが次に来るのかなと思っているんです。
米川委員	いや、庶民の考え方やと思うんです。
事務局（奥田）	全体的にはリクエスト収集に関しては、有料であったり無料であったりというのは各市あると思うのですけれども、普通の拠点回収をされていたときよりも、発生量が減っているというのが現状なんです。
中上委員	お金出すからやめとこか、ていうのでしたら家の中ごみで一杯になりますよ。おっしゃることはわかりますよ。量が古くなったらもうちょっと使おうか、っていうそういう考え方もあるということが言いたいんですよ。でもそれとこれとは別だと思うんですよ。量が古くなってきたらゴトゴトして歩きにくいし、歳をとってきたら躓いて怪我もするだろうし、市民から考えたらそんな考えは別だと思うんです。出さなければならぬものは出さなければならぬ。必要なものは必要やからね。 だから出すのにお金がいるからちょっと出さないでおこうかというのは、必要でないものが溜まってくるし、かえって難儀するんじゃないのかなと思うのですけれども、先程おっしゃったように有料化になって、

事務局（高橋）	車がたくさんいらへんのか人件費もいらへんのか、私もそれが気になっていました。それが一番心配です。そんなことするのであれば今のままで無料とするほうが、かえって安くつくのではないかなと、私もそんな思いがあったんです。
事務局（高橋）	リクエスト収集に有料化を導入させていただこうかという考えですが、ごみ処理全体につきましては、樫原市はだいたい20億円程度かかっています。リクエスト収集にしますと、約2300万程度の経費がかかってくるものと思われます。これまで自治会のほうで汗をかいていただきまして、粗大ごみの収集につきましては非常に効率的な経費で収集がなされています。 2300万円が余分にかかるからというので有料化をお願いするというのではなくて、むしろ住民の負担の公平性を重視しております。多くごみを排出する人は、一部しか、実際には16%から20%程度しか負担していただいておりますけれども、多量排出者については、それなりの経費を負担していただく。これは住民間の負担の公平性を担保するのに必要であると考えております。リクエスト収集ですと、御用聞きのようにそのお宅に特別に車を回して、今ですと集積所などで合理的に収集しておりますけれども、比較いたしますと、サービスとしては充実したものになりますので、それなりにサービスを受ける受益者である住民さんには一定の額の負担をお願いするというのが、住民間の公平性を担保するのに必要な施策であると考えております。1tあたりを見ますと、市役所としても業務効率が低下するわけなんですけれども、一方で、自宅から大きなタンスを持ち出すこともできないような住民さんもいらっしゃいます。足腰が弱っているような方々にも、これから市役所は対応していかなければならない、ということでして、リクエスト収集の対象とする範囲についてもですね、併せてご検討いただければと考えております。
米川委員	僕が言いたいのは、粗大ごみでも、燃やしてしまうようなごみと、極端に言うとお金になるごみがあると思うんです。だから有料化にする一歩手前でなんかちょっとそういう策を考えてもらったらいいのではないかなと思うんですけれども。
事務局（高橋）	リクエスト収集についてご審議いただいているところだとも思うんですけれども、この後ですね、より上流側、住民さんに近い側もしくは自治会で大きく関わりあうような段階でですね、資源ごみの集団回収の実績報告などもありましたけれども、そちらで我々のほうで補助金を出させ

事務局（塩野）	ていただいて集団回収で資源化していただいている部分もある。そちらの充実についての施策についても、リクエスト収集の審議の後で、集中してご審議いただきたいと思っております。ただ、一部リクエスト収集についても、今おっしゃっているような前向きな集団回収、また市のバックアップ事業についても関わり合いが出てくると思っております。でするのでその辺の見通しにつきましても、我々の方といたしましては、頭の中に置いた上で、ご審議をお願いしたいと考えております。 今の質問のなかで、3ページの収集体制の見直しの中で、粗大ごみをリクエスト収集する場合、黒い文字で不燃物、ペットボトル・プラスチックボトル、有害ごみなど、その辺をどうしていくか、というのも今後検討していく課題であります。 粗大ごみにつきましては、有料化を前提にいろいろと取組をしていきたいのですが、不燃ごみ、この中にはフライパンなどの金属製のリサイクルするようなごみもございますし、ペットボトル・プラスチックボトルも資源として分別して出している。ペットボトルとかは有償で売却している部分もあります。こういうところまで、お金を取って収集するのか、といったことは検討していかなければならないところで、全て有料化にしていくのか、資源については売却してリサイクルできているのであれば、有料化はいらんのではないか、というようなところもあろうかと思しますので、その辺は、今後の審議会の中で議論していただけたらと思います。 ただ、粗大ごみにつきましては、タンスとか大きなものの持ち出しとかいうのはやっぱり高齢者や女性の方につきましては大変ご苦労をお掛けしておりますので、市民ニーズやサービスの拡大ということで、戸別収集をしていこうと、そうすると、受益者負担それから排出量の公平性、その点から、やはり有料化が望ましいのではないかという考えは市のほうでは持っております。以上でございます。
北委員	リクエスト収集の必要性で、住民ニーズの変化とございますが、仮にリクエスト収集がどのような形で決まったとしても、この部分は文章になって残ると思うんですね。これで見ますと、持ち去りの横行や不適正排出があるので、自治会役員の負担増加とか、自治会加入や参加に消極的な世帯の増加から、リクエスト収集をするんです、という文章が入ると、自治会のほうから、えらいからなんとかしてくれ、といってこういう形を持ち出されたと。あんたら住民の代表として何を考えてくれてんのや、ということと言われかねないのですね。この中に入れる言葉として、住民からの公平性の担保、これはあると思います。さっきからおっしゃっ

事務局（塩野）	ているように、たくさんごみを出す人はお金をもらってもいいよ、と。だけど、実際リクエスト収集になっても、不燃物は月1回やる必要がありますし、ペットボトル・プラスチックボトルも月1回当面やる必要があると。自治会の役員さんの立ち番というのは何ら変わらないのですね。それを自治会役員がぶーぶー言ってるから市としてはリクエスト収集をやったほうがいいんですよ、というような論法で来られると、リクエスト収集が決まったときに住民の方を説得するのが難しいという気がしますので、ここら辺の表現を考えていただけないかと思いますが。 自治会の役員の負担増加、というところを、私共のほうは、粗大ごみに出される場合、ある程度分別を市民の方にお願ひして、燃えるものと燃えないものを分けていただいているというところがございます。それで、役員の方には、早朝から立っていただいている自治会の役員さんもおられます。実際に収集に行くのが、昼から収集に行くコースもございます。大変長い、今日なんかですと大変暑い中でも立っていただいているという負担、そういうようなところで、こういう表現に至ったところがございます。分別をして出していただいている家庭と、場合によってはなかなか分別できないような家庭もございます。そういう場合は、リクエストになったらそのまま回収してもらえたほうが、住民にとってはよいのではないか、という話も出てくるかも知れません。その辺も議論していただくということになろうかと思います。その辺を役員の負担増加、というような言葉にさせていただいたところはございます。確かに、北委員さんがおっしゃられた、自治会が悪者になるような書き方はおこがましいのではないかということはあるかと思いますが、そういうところではなくて、分別して出すことが困難である家庭とか、場合によっては、役員さんが一生懸命粗大ごみ置き場で分別をしていただいている、長時間立っていただいている、というような負担をできるだけ軽減するような意味で、この事業の取組を検討していきたいと考えております。
中井委員	自治会役員の負担増加というのは、確かに負担増加なんです。これはやっぱり謳っておくべきなんです。我々、非常にこれで辟易しております。それに加えてこの内容が問題なんです。市から回収に来られる時間が長い。これに負担がかかっております。ここに負担と書かれておりますけれども、この負担の内容が違うんですね。これをやはり分析しなければならぬ。だから、いまおっしゃったことも、自治会へ負担がかかるからリクエストすると、単にこれだけではなくて、何が負担なのかというのを分析したときに、今お話しましたように、非常に長時間、いつ来

事務局（塩野）	るかわからない、それもですね、あるときは電池が来てくれる。あるときは金物とか、あるときはプラスチックとか、こんなに三々五々に来られてはかなわんと、こういう声はここにおられる11地区の代表の方は、承知しておられるのではないかと。今日、11地区の方が来られたのはですね、私たちが逆に、市がこういうことをなされるから、リクエストに私たちを入れてくれ、とこう来たわけですね。そういうところをですね、市長に出していただいていることだと思うんですけども、我々はそれぞれの事情で、それぞれの地域を考えてのことで出席し、市のほうの、このことにおいてですね、いい方法はあるだろうかと、市がなされることにおいて、協力できれば、その範囲を我々は考えようと、こういう努力の中で、我々聞かせていただいております。ですから、今色々意見を申し上げることは、謙虚に市のほうは受け止めていただきたいというように思います。 同時に、無料の市もございます。奈良市とか天理市、香芝市、そして葛城市ですか、無料でございますね。この無料のところは、全部無料なのかと。例えば、このごみによっては無料なのだと、しかし量が多いとか、体積が大きいとか、そういったものを段階的に考えての有料だということか。軽微なものは無料なんですと、しかしこの範囲を超えると有料として取扱いたいと、いう方法もあると思うんですよ。だから全部が無料とこの辺の市はやっておられるだろうと思うんですけども、橿原市としてはその辺のところの限界点はどういうところなんですかね。全部有料としてはいないんですと、しかし、いわば段階方式というか、緩和方式的な方法を取りたいんですということなのか。その辺のところはどうでしょう。 この審議会で色々検討していただくというところはあるかと思いますが。ただ、先程私が申しましたように、家庭の話をさせていただきましたけれども、粗大ごみの部分、タンスとか可燃ごみに入らないような大きなごみにつきましては、受益者負担の公平性や排出量によって有料化していかなければならないのではないかとこの考えはございます。ただ、ペットボトル、これは資源になります。有価で売却もしております。蛍光灯や乾電池、また不燃物でありますフライパンやら鍋やらの細かい金属類、これにつきましても、売却、処理もやっておりますので、その辺全部有料化していくのか、というのも審議会の中で委員さんから色々な意見を聞かせていただけたらと思っております。確かに、有料化する部分と粗大ごみ置き場にあるものでも、有料化しなくてもよいものはあると思いますので、その部分につきましては私共も理解をしておりますので、色々なご意見を聞きながら、一体どの施策が橿原市に合うのか、市民に納得
---------	---

梶谷委員	していただけるごみ処理事業というところを、はっきり見極めていきたいと考えております。 色々ご説明いただいておりますのですけれども、まず一番の疑問は、どうしてリクエスト方式にしなければならないのかなと。今、話の中で、どうしてしなければならないのかという理由が4つあるんですけども、今のままでもできているのではないかと思います。一番のリクエスト方式の理由は、住民の公平性を考えて。今まではうまくいっているのに、今になってまた住民の公平性をもう一回考えるのかなと、いうように思います。今まで何か問題点がたくさんあったんでしょうか。私たちは自治会の中で、粗大ごみのお世話、ペットボトルのお世話、させていただいておりますが、今のところ問題点はないように思います。なぜ、どうしてもリクエスト方式に持って行きたいのか、その理由がこの4つの取組をするというその理由が、私には分かりません、ずっと聞かせていただいておりますけれども。 もし、私が納得したとしましょう。そしたらなぜ4大電化製品まで回収しないのですか。回収はしませんよ、といっている4大の電化製品がありますね、冷蔵庫とか。そういうものも、そのうちに入るんですよ、だからこういう風にしていきたいんですよ、という説明があれば、私も少しはなるほどなど。みんなが一番苦労しているものまで回収しようといっていたら、地域の方へ持ち帰りができますが、今のこの理由だけでは、こんなんで有料化されては困る、というのが出てくるだろうと。 それと、先程の説明にもありましたように、生活困窮者に関してはいろんな方法を考えようというのがありましたが、そういう人でなくてもですよ、お金がかかるならごみを出したくないと、そうするとほんのごみ屋敷がたくさん檀原市にできるようにも思います。ですので、もう少し、なぜリクエスト方式にしたいのかという説得力に欠けるように、私は思います。その辺のところ、もう少しお聞かせ願えるとありがたいです。
事務局（塩野）	先程、リクエスト収集についてというところで、色々触れさせていただいたところが、なぜ今リクエスト収集をするのか、粗大ごみ置き場で何か問題があるのか、というような意見ですけれども、やはり、高齢者の方が拠点まで持っていけない、女性の方もですけれども、そういう方から問合せ等々がございます。
梶谷委員	それは普段ふれあい収集でやっていると、私は以前言いました。

	ふれあい収集ってあるでしょ。
事務局（塩野）	ふれあい収集につきましては、65歳以上の高齢者だけの世帯で要支援・要介護の認定を受けている方など、については事前に言っただいて、玄関先まで収集に行かせていただいているところですが。
榊谷委員	それが高齢者の方でしょ。
事務局（塩野）	大きなものであれば、車で粗大ごみ置き場へ持っていったり、リサイクル館へ持っていったりされる方もおられますけれども、それすらできない住民の方もおられるというのが現状です。そういった形の中で、県下で12市中8市まではリクエスト収集というのをやられている。全国的にもリクエスト収集が導入されているという中で、橿原市においても導入を検討しているというのが、現状なんです。
榊谷委員	ほかの都市はいいんです。全国的にもいいんです。橿原市のことを今考えているんですから。橿原市の中の話をしてほしいんです。他がしているから橿原市がすると、というような話ではないと思います。高齢者の方々の要望が多いというのであれば、そのパーセントあがってますか。皆さんに取りました。アンケート調査でもしてますか。それをお聞きしたいです。
事務局（奥田）	そこまで具体的にニーズを把握しているかというと、把握できていないのが現状です。ただある地区にごみ問題について説明に行った中でも、こういう形で家のところまで粗大ごみを取りに来ていただけたら助かるというお声や、電話問合せの中でも、持って行く術がない、もう一つは粗大ごみ置き場まで持っていく術がない。今の粗大ごみの出し方では、トラックに乗るように1m以内にしてください、金属と分けてくださいなど、分別は指示させていただいておるという部分がありますので、それもリサイクルプラザにお持ちいただければお手伝いはさせていただきますという案内はさせていただいているのですけれども、車両を持っていないし、運搬する術もない、という部分に関して、ここ近年ご要望があるのは確かです。 また拠点についてなのですが、人数がいれば、一気に収集も可能なのですけれども、8時間労働の中で回って収集するという形になると、早いところも遅いところもあります。高齢化する中で、拠点の管理が負担になってくるとするのは私も多々聞いております。そういう中で、負担を

梶谷委員	なくし、ニーズに応じていきたい。またできるだけ資源化もしていきたい。という考えの中で、リクエスト収集という方策になるかと思います。 そこまでの話はわかりました。それがなぜ有料化なのでしょう。別に無料でそのサービスをしてよいと思います。そこまでして市民のニーズに応えようという話であれば、家の前まで取りに行くからといって、有料になります、というのでは、その人は反対すると思いますよ。今の状態の、無料の中で取りに来てほしいと、おっしゃっているように思います。ですので、リクエスト方式を無料化で進めてくれるのであれば、私たちはここまでいろんな話をしなくて済むんです。有料化というところに躓きがあるものだから、地元を持ち帰るときの説明をしっかりとさせてもらわなければならないと思うので、皆様にお尋ねするんですけども、その辺はいかがですか。
事務局（奥田）	リクエスト方式で収集させてもらうのは収集運搬費が嵩みますので、その分のコスト増の中で、受益者負担の考えの中でそれなりの負担を、可燃ごみの有料化と同じような考え方の中で行かせていただきたいと考えております。粗大ごみ以外で、戸別収集をさせてもらっている、かんびんや新聞などは、資源だからこそ無料で収集させていただいている部分がありますので、そういう形で差別化をしていきたいなと思っております。
梶谷委員	申し訳ないけど、業者に言えば取りにきてくれますよ。無料化で恩着せがましく取りに来ているなどという言い方はおかしい。私たちはわざわざ市が収集するというので他に売らずに収集に出しているわけです。市に協力するためにさせていただいている話です。 でも、リクエスト方式イコール有料化というのであれば、今無料で集めているものをなぜ有料化まで持っていくの、という話。この話は地域にもって帰ってお話がしにくい。もう少し教えてほしいのです。
米川委員	なぜ資源ごみの回収をやり始めたかという、樫原市の職員の数が少ない、車の台数も少ない、ということで負担がかかっている、少しでも我々が回収して、処分をすることで市に出るごみも減るという考えの下でやっていたんです。先程言いましたが、なぜやめたかという理由の一つに決定的なことで、役員が自分で振込みをしたらお金の流れが不明瞭だ、ということと言われたことがありまして、すごく腹立たしい。補助金を市にも申請しているなかで、そんなことは有り得ないことですが、業者と話ができていればわからないではないかと、こういう話があった

川上会長	んです。こういうのも自治会役員の負担として一つあるんです。 リクエスト収集は別にやっていただいてもいいと思うんです。ただ、普通に出せる人と、高齢者のところには電話なりがあれば、有料でいってあげますよといったような段階で進んでいくのが自然じゃないかなと思うんです。以上です。 皆様、地域の代表でございますので、現状を踏まえながら、貴重なご意見を出していただきました。 今日は、概括的にリクエスト収集についての検討課題、また各自治体における取組状況について説明をいただきました。粗大ごみのリクエスト収集と申しまして、内容はバラエティに富んでおります。いろんな関連事項がございます。従いまして、次の議題の今後の審議スケジュールに関わってくるわけでございますが、事務局で準備していただいておりますのが、8月19日、第2回を開催すると。先走って申し上げますが、ここでリクエスト収集についての審議会としての方向性を固めていきたいと思っております。従ってそれに対応するために、今日の皆様の貴重なご意見を踏まえながら、またその後の検討経過を踏まえて、事務局において、具体的な設計案を、榎原市における粗大ごみのリクエスト収集の設計図を出していただきたい。こう思っております。出せますね。 検討課題や関連事項がありますから、そういうものを十分検討して、あるいは複数になるかもわかりません。そこは事務局にお任せしますが、いずれにしても、今日は全体的な市の状況、検討課題をご審議いただいたことでありますので、そういうものを踏まえて、具体的な内容を出していただきたい。それをたたき台にして、考えていただくと。行政当局いいですね。
事務局	【事務局拝承】
川上会長	それではそういう運びでいきたいと思います。みなさんご異議ございませんでしょうか。
委員	【異議なし】
川上会長	皆様、せっかくこういう貴重な資料、作っていただいておりますので、他市の状況、本当にバラエティに富んでおります。いろんなやり方があるんですね。先程からご提案いただいている項目にもいろんな考え方がある。そういうものを踏まえながら、当審議会としての方向性が出せればと思っておりますので、それまで委員の皆様ひとつよろしく願います。

	たします。 ○ 【議事４】今後のスケジュールについて それでは、これをもって「粗大ごみのリクエスト収集」についての議題を終わりにして、「今後のスケジュールについて」説明をお願いします。
川上会長	
事務局（塩野）	今、会長より、第２回に具体的な市の考えの資料をお願いするという ことで、お話をいただいたところですが、資料６で、今後のスケ ジュールについて記載させていただいております。 次回以降の議事予定ですが、２回目以降につきましては、８月１ ９日の水曜日に行いたいと考えております。内容については、リクエ スト収集の導入に伴う収集方法の見直しについて、ということで記載さ せていただいております。その中で、市としての具体的な案を出してい かねばならないと思っておりますし、その内容について、貴重なご意見 をいただきたいと思っております。 以降、第３回目につきましては、今年度の１０月から１１月ごろに開催 予定とさせていただきます。議事内容については、新たな収集体系の構 築について、ということでご審議をお願いいたします。以降、第４回に つきましては１月から２月ごろを予定しておりまして、中間答申案とい うことで、リクエスト収集に関する中間答申案をいただきたいと思っ ております。 ただ、リクエスト収集につきましては、住民一人ひとりに密接に関係す る事案でございますので、回数が増えることも当然あるかと思いた します。 任期は２年となっておりますので、中間答申以降は中間答申を反映した 新施策や処理計画について審議をお願いしたいと思っております。以上 です。
川上会長	ありがとうございます。 年度内に中間答申とございますので、よろしくお願いいたします。何か ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。
梶谷委員	時間は午前でしょうか午後でしょうか。
事務局（塩野）	今は８月１９日の午後１時３０分から、クリーンセンターかしはらで行 いたいと考えております。

川上会長	○ 閉会宣言 それでは長時間に亘りまして、今ちょうど4時ですので、二時間半、皆様方の積極的かつ真摯なご意見を色々とお出しいただきました。ありがとうございました。第1回はこれをもって終了といたしました。先程ご提示いたしましたスケジュールのとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくご協力賜りますよう、重ねてお願い申しあげまして、審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
------	---